
緊急時における代替給食 株式会社ローソンとの覚書締結
(樗木 (おおてき) 等、全日病院雑誌 48: 1068-1079)

2016年3月11日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

佐賀県立病院好生館では、これまで緊急時における給食の供給体制を次のように定めていた。ひとつは、当館と佐賀大学医学部付属病院・佐賀社会保険病院の3病院において、各種災害や食中毒などの発生により、各施設の栄養管理部門の施設設備が使用不能となった場合、協定施設間において患者用給食の相互提供を行うことができるよう、平成14年から相互援助協定を締結している。その相互提供による支援内容は、特殊な食事が主であり、食事数としては約100食程度である。一方で、病院独自の対策として、非常時に備えて、かんぱん、レトルト、缶詰などの食糧および飲料水について3日間分の備蓄を行っており、相互提供を行う食事以外の一般食については、この非常食で十分に対応できるものと考えていた。

ところが、近県において、ノロウイルスによる食中毒が発生した際、病院の調理施設の使用が制限されたため、食事の提供は食品業者からの弁当で数日間対応され、提供を受けられた患者から多くの不満が出た。このため、当院で同様な状況が発生した場合に、患者サービスの低下を招くことがないように、改めて食事提供に関する検討を始めた。

まずこれまでの協定を見直すために、協定施設の給食担当者と協議を行った結果、①協定施設間での食事の運搬方法、②自施設での対応可能範囲、③他施設への支援可能範囲など具体的な取り決めがなされておらず、これらの事項が問題点として考えられた。このため、協定施設間で支援する献立内容、食缶、容器、器具などを定め、依頼・納品・受領時の様式を作成し、運搬方法、配膳場所などを明確にした。

しかし、この協定で対応できる食種と量は限られており、一般の入院患者の食事への対応は、各病院が備蓄している非常食となり、この点において患者へのサービス低下が問題としてある。病院が備蓄している非常食の提供で、患者さんに納得していただけるか不安な部分も大きいことから、非常食以外での対応策として、多量でかつ短時間で提供可能な弁当業者を探した。県内の業者に打診してみたが、いつ発生するかどうかもわからない点など不明確な要素が多いことから、引き受ける業者はなかった。そんな折に、佐賀県と株式会社ローソンの間で、24時間営業や多機能な機能を持つコンビニエンスストアの特性を活かした地域協働事業の実施に関する協定が締結され、佐賀県立病院好生館へも協働事業の提案募集があった。すぐに協働事業として取り上げていただくよう依頼し、県民協働課の橋渡しにより、株式会社ローソンに対し事業の説明を行った。

その後、連絡部署の確認、代替給食の内容と依頼方法、搬入に関する事項、代金および支払方法など、様々な協議を行い、平成20年12月24日、株式会社ローソンと当館の間で、緊急時における代替給食に関する覚書を締結し、ほかの協力施設もそれぞれ締結した。

覚書における緊急時の具体的な事例としては、竜巻、大雨などによる河川・クリークの氾濫などによる水害、落雷などによる停電、地震など局所的な災害などにより病院の厨房施設が使用不能となった場合であり、全国展開している24時間営業のローソンでは、製造拠点を複数有していることから、このようなケースでは最適と考えられる。

今回の株式会社ローソンとの覚書締結により、緊急時における当館の給食供給体制は、協定施設支援の特殊な食事、株式会社ローソン支援の一般食および当館備蓄の非常食で対応可能となった。また、一般食については、株式会社ローソンに全てをカバーしてもらうわけではなく、病院備蓄の非常食と併用することにより、緊急時における入院患者への給食の供給が多様化できるようになった。